

厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件（案）新旧対照条文

○厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品（平成十五年厚生労働省告示第二百九号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（前略） 別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) アダリムマブ（遺伝子組換え）</p> <p><u>(4) アバタセプト（遺伝子組換え）</u></p> <p><u>(5) アプロチニン液</u></p> <p><u>(6) ～ (177) (略)</u></p> <p>別表第2</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品を除く。）</p> <p>(1) ～ (32) (略)</p> <p>(33) トロンビン（人に由来するものに限る。）</p> <p><u>(34) パクリタキセル（人血清アルブミンを含有するものに限る。）</u></p> <p><u>(35) 白血球除去人赤血球浮遊液</u></p> <p><u>(36) ～ (52) (略)</u></p>	<p>（前略） 別表第1</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品（専ら疾病の診断に使用されることが目的とされている医薬品のうち、人又は動物の身体に直接使用されることのないものをいう。以下同じ。）を除く。）</p> <p>(1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) アダリムマブ（遺伝子組換え）</p> <p><u>(4) アプロチニン液</u></p> <p><u>(5) ～ (176) (略)</u></p> <p>別表第2</p> <p>1 次に掲げる成分を含有する製剤（体外診断用医薬品を除く。）</p> <p>(1) ～ (32) (略)</p> <p>(33) トロンビン（人に由来するものに限る。）</p> <p><u>(34) 白血球除去人赤血球浮遊液</u></p> <p><u>(35) ～ (51) (略)</u></p>